

農林水産業の成長産業化への取り組み支援

わが国における第1次産業の停滞が危惧されるなか、政府は、スマート農林水産業の実現や6次産業化等を進め、農林水産業を成長産業化する方針を打ち出している。信用金庫においても、ファイナンスの拡充を図るほか、農商工連携や異業種からの農業進出、

加工品等を含む販路拡大への支援を行っている例がある。
そこで、今号の特集では、農林水産業の成長産業化への方途やその支援方法等について考究し、信用金庫における取り組みの参考に資することとする。

農林水産業の成長産業化

～6次産業の現段階と可能性

福井県立大学 経済学部経済学科 教授 堀田 学

はじめに

近年、農林水産業の成長産業化や地域活性化の有力な手段として、6次産業化が着目されている。農林水産業、すなわち第一次産業は、2次産業、3次産業と比較して、気候・天候等、

自然条件による影響を受けやすく、生産量・販売価格の変動が大きい産業であり、金融面ではもっぱらJAバンク（JA・信連・農林中金）の地位が極めて高い。

Aバンクは約56%のシェアを占め、日本政策金融公庫を除いた数値では73%と極めて高いシェアを持つ^{*1}。農業部門ではJAバンクが圧倒的地位を確立しているのだが、6次産業においては事情が異なつて

2兆円程度であり、同時期、JAバンクは約56%のシェアを占め、日本政策金融公庫を除いた数値では73%と極めて高い。

6次産業化は新たな付加価値を生む活動であり、1次産業者の所得の向上や農村での雇用の創出に寄与を期待して政策的に推進してきた。しかしながら取り組み事業者は潤沢に資金が調達できるわけではなく、近年その傾向はますます強まっている。

6次産業化の概念

そもそも6次産業化とは何かについて概観しておこう。概念



化されてから既に30年近い歴史がある。今村奈良臣氏がコリー・クラークの産業構造の高度化を説いたペティの法則に着想を得て、1次産業が2次、3次産業に活動を拡大し、新たな付加価値の獲得を目的とした活動への取り組みを1990年代に提唱したことに端を発している。^{*2}

同氏は6次産業化を、「農業が1次産業のみにとどまるのではなく、2次産業（農産物の加工・食品製造）や3次産業（卸・小売、情報サービス、観光など）にまで踏み込むことで農村に新たな価値を呼び込み、お年寄りや女性にも新たな就業機会を自ら創り出す事業と活動」と定義づけている。^{*3}具体的な事例として、木の花ガルテン（大分大山町農協の農産物直売所）の先進的な取り組みを参考としたものであり、起点となる1次産業の事業・活動を拡大させることによって、所得の向上、就業機会の拡大等、農村の生活の質的向上に結びつけるこ

とを念頭に置き、当初、草の根的活動によって地域活性化を目指すものであった。

制度化されたのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下、「6次産業化・地産地消法」と略）（2010年公布、翌年施行）以降であり、政策的に積極的に推進されたのはこの10年間である。同法前文では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水

産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することによ

JAPAN is BACK
（2013年閣議決定）、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（2013年農林水産業・地域の活力創造本部決定）等において示されている。これらでは2020年には6次産業化の市場規模を10兆円とすることが設定された。

市場規模は政策会議日本経済再生本部「日本再興戦略2016～第4次産業革命に向けて方針が示されている。6次産業化関連の方針として、総合化事

▼6次産業化の動向

「6次産業化・地産地消法」公布以降の農林水産関連事業の販売額の全国的推移を示したもののが表1である。農産物の加工と直売所で売上高は大半を占め、観光農園やその他の農業生産関連事業への取り組みによるものは全体に占める割合は小さい。しかしながら成長率で見ると、趨勢的には拡大傾向が見られるものの、農産物の加工、農産物直売所では鈍化しており、

これらへの取り組みは成熟段階にあると言えよう。その中で農

業計画と研究開発・成果利用事業計画が位置づけられ、地産地消関連として、生産者と消費者の結びつきの強化、食育、地域民宿・レストラン等の成長傾向

は、農業関連事業を2・1兆円弱（2017年度）と示されている。試算方法によって差があるが、ここでは唯一の公表データであるこの「6次産業化総合事業調査」を用いて、6次産業化の動向について示しておこう。

◆表1 農業生産関連事業の年間総販売金額(全国)

年度	農産物の加工		農産物直売所		観光農園		その他農業生産関連事業 (農家民宿・レストラン等)		合計	
		2010年 =100		2010年 =100		2010年 =100		2010年 =100		2010年 =100
2010	778,332	100.0	817,586	100.0	35,246	100.0	24,072	100.0	1,655,236	100.0
2011	780,118	100.2	792,734	97.0	37,622	106.7	26,345	109.4	1,636,820	98.9
2012	823,730	105.8	844,818	103.3	37,932	107.6	38,645	160.5	1,745,125	105.4
2013	840,670	108.0	902,555	110.4	37,766	107.1	37,766	156.9	1,817,468	109.8
2014	857,678	110.2	935,630	114.4	36,430	103.4	36,430	151.3	1,867,233	112.8
2015	892,291	114.6	997,394	122.0	37,798	107.2	40,564	168.5	1,968,047	118.9
2016	914,086	117.4	1,032,367	126.3	39,209	111.2	41,850	173.9	2,027,512	122.5
2017	941,262	120.9	1,079,020	132.0	40,159	113.9	43,994	182.8	2,104,435	127.1
2018	940,374	120.8	1,078,913	132.0	40,334	114.4	44,417	184.5	2,104,038	127.1

注：その他農業生産関連事業について、2019、2018年度は農家民宿と農家レストランに区分されているが、以前のデータとの整合性から合算している。

資料：6次産業化総合調査（農林水産省）より作成。単位＝100万円、%

は特に目覚ましく、2018年度の時点では2010年度の1・8倍強に達しており、今後、これらへの取り組みにはさらなる展開に期待が持てる。

▼ 6次産業化推進事業者に対する支援

農林漁業者が6次産業化に取り組む際、政策的支援が受けられるが、そのメリットは①6次産業化プランナーによるコンサルティング等の支援、②「食料産業・6次産業化交付金」の支援、および③農林漁業成長産業化ファンドからの出資を受けられるところにある。

①については、農林漁業者は無償で6次産業化に関わる様な専門家（＝プランナー）による指導を受けることができる。業務組織は国段階の6次産業化センターが設置されており、双方が連携を取って案件に適したプ

ランナーを派遣する仕組みが構築されている。これら以外にも、例えば福山市（広島県）のように独自の支援の仕組みを設定している市町も存在している。

②「食料産業・6次産業化交付金」については、(i)ソフト事業と(ii)ハード事業に区分されている。(i)ソフト事

業は事業者が2次・3次事業者とネットワークを構築することを目的としており、補助率は1／3以内（市町村戦略に基づく取組は1／2以内）に設定されている。他方(ii)ハード事業

は、上限額を1億円とし、補助率は都道府県への交付率は定

額、事業実施主体に対しては3

／10以内、うち中山間地（農

業）又は市町村戦略に基づく取組みについては1／2以内と

定められている。また「6次産業化・地産地消法」または「農

工等連携促進法」の認定計画

で認定を受けた事業者（認定事業者）となる必要がある。次い

で「食料産業・6次産業化交付

金」に事業実施計画書を作成・

申請し、地方農政局による審査

を通過して交付金を受けること

ができる。

③農林漁業成長産業化ファンドからの出資については、総合化事業計画の認定を受けた上構（A-FIVE）による審査を通過しなければならない。事業者にとって資金面では②、③の交付金と出資は大きな意味を持つが、これらの獲得は容易なことではなく、ますます厳しさが増す実情にある。

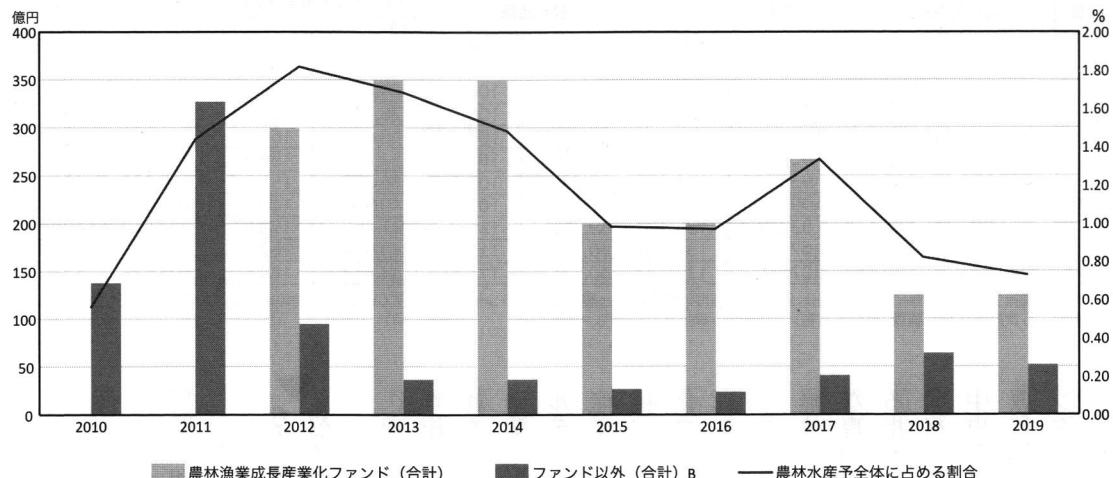
▼ 6次産業化推進の予算の実情

6次産業化は政策的に推進されてきたが、その予算の推移をみておこう（図参照）。6次産業

合、事前に「6次産業化・地産地消法」が定める総合化事業計画を作成し、地方農政局によつて認定を受けた事業者（認定事業者）となる必要がある。次い

で「6次産業化・地産地消法」が定める総合化事業計画を作成し、地方農政局によつて認定を受けた事業者（認定事業者）となる必要がある。次い

◆図 6次産業化関連予算の推移



資料：農林水産省公表データ「各年度農林水産関係予算の重点事項」より作成

◆表2 食料産業・6次産業交付金申請から事業実施のスケジュール例（大阪府）

時期	内容
令和元年5～9月頃	補助金の活用して実施する事業の内容について、大阪府等へ相談
9月～11月頃	事業実施計画（案）を作成し、大阪府へ提出
～12月末	大阪府を通じ、事業の内容について国と相談し、事業実施計画（案）を完成
令和2年1～2月頃	事業実施計画（案）及び添付書類を大阪府へ提出し、国へ要望
4月頃	国からの通知を受け、事業実施の可否について、大阪府から通知
4～5月頃	事業実施計画及び添付書類を大阪府を通じて国へ提出、補助金の申請手続きを開始
6月初旬	大阪府から補助金の交付を決定・通知、本通知後から事業実施が可能
～令和3年2月末頃	事業を終了、大阪府へ報告
～3月末	事業の実施内容・経費支出について大阪府が検査を経て、事業を完了
～4月	大阪府より補助金の支払い

資料：大阪府環境農林水産部 流通対策室 産業連携グループ公表資料をもとに作成

化関連の予算は「6次産業化・地産地消法」施行以後、農林水産予算全体に占める割合は趨勢的には減少傾向にあり、農林漁業成長産業化ファンドに対する割合は2017年度以降、予算は抑えられ、2020年度を最終年度として、投資を終了することとなっている。

ファンデ以外には、年度によって異なるが、食料産業・6次産業化交付金、6次産業化の推進・支援対策、国内農産物の消費拡大、持続可能な循環資源活用総合対策、食文化発信による海外需要フロンティア開拓の加速化、国産農林水産物・食品への理解増進事業を含んでいます。2016年度を最小としてやや増額されているが、6次産業化交付金は減少傾向にある。これらは事業者の交付金の申請が認められることがあります。困難となっていること、AIVEからの投資を受けにくくなっている実情を示して

次に2020年度予算概算要求額では②食料産業・6次産業化交付金は、70億7400万円、そのうち（i）「6次産業化の推進」「研究開発・成果利用の促進」に対して3億3800万円が、（ii）「6次産業化施設整備」には67億3700万円がてられている。これらの交付金を受けるためには、総合化事業計画を受けることが前提条件となっている。総合化事業計画の認定要件は、①事業主体として、農林漁業者等（個人、法人、農林漁業者の組織する団体）であること、②事業内容は、自ら生産等に係る農水産物等を用いた新商品開発、新たな販売方法の導入・改善、必要となる生産方法の改善であることとされている。③経営改善では、2指標が設定され、（i）対象商品の指標として、売上高が5年間で5%以上増加すること、（ii）所得の指標として、農林漁業および関連事業の所得が終了時までに向上し、終了年

度は黒字になることとされてい る。事業計画は5年を上限と設定され、3年程度～5年が望ましいとされている。事業計画完了後、新たなステップを計画し、認定の更新を受けるケースもある。

さらにこの食料産業・6次産業化交付金の問題点は事業者にとって運用の難しさがある。第一に、予算が減少する傾向にあつて、採択されることが近年極めて難しくなっていることである。第二に、6次産業化サポートセンター等の関連機関に相談してから、事業計画案の申請、審査を経て、交付決定・事業実施可能までの期間が長く、実施後、検査を経て補助金を受け取るまでにさらに日数を要することである。地域によつて対応は異なるものの、認定事業者は事業開始のほぼ1年前から準備が必要であり、交付金受け取りは準備を始めてから2年近くの期間を要する。

実際的には認定事業者が事業

業者のが6次産業化に取り組む場合、交付金の活用は望みにくく、資金調達が困難となる場合もある。

以上の6次産業化をめぐる実情を踏まえて、地域金融機関からの支援・融資の方向性として第一に、新規に6次産業化に取り組む農林漁業者へのきめの細かい対応である。将来的に事業が拡大する可能性がある優れた商品・技術・アイデアを持つ農林漁業者であつてもスタートアップの段階で資金調達が難しいケースが多い。暫時、経営状態を把握しながら即時性のある丁寧な対応を通して、事業者を育成する視点の重要性である。

第一に、販路形成への支援である。6次産業化の場合、商品力があつても、初期段階ではロットの大きさ、生産の安定性

を一定水準まで成立させていかなければ、申請・交付を受けることは困難であり、新規に農林漁業者が6次産業化に取り組む場合、交付金の活用は望みにくく、資金調達が困難となる場合が多い。

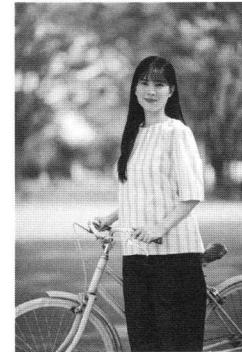
地域金融機関は重要な役割を持つている。第三に、農林漁業者・事業者のみならず行政機関、商工会、農業普及センター等、関連主体との密接なコミュニケーションを持つた地域密着型の支援体制の構築である。特に今後、成長が期待できる農家民宿・レストランでは地域のステークホルダー間の調整が欠かせない。これらを担える主体として、地域金融機関の果たす役割は大きい。

※1 農林中央金庫「NEWS LETTER Vol.01」2018年6月参照。

※2 今村奈良臣稿、「農業の六次産業化」農業組合新聞、2017年3月。

(URL:<https://www.jacom.or.jp/noukyo/rensai/2017/03/170319-32281.php>) 参照。

※3 (財) 21世紀村づくり塾(1998)『地域に活力を生む、農業の6次産業化』参照。

表紙／イメージキャラクター
咲坂実杏

CONTENTS

今月の
特集

農林水産業の成長産業化への取り組み支援

03 農林水産業の成長産業化～6次産業の現段階と可能性

堀田 学(福井県立大学 経済学部経済学科 教授)

08 農業の成長産業化への取り組み

稻川敦之(デロイトトーマツ グループ パートナー 有限責任監査法人トーマツ 農林水産ビジネス推進部長)

13 事例1 盛岡信用金庫 アグリファンド設立による農業法人への安定的な成長資金供給および経営支援

16 事例2 飯田信用金庫 小口短期継続融資商品を活用した小規模農業者との接点確保と地域農業の近代化支援

19 事例3 広島信用金庫 広島県農業の成長産業化に向けた取り組み

21 事例4 気仙沼信用金庫 “海と生きる、気仙沼での取り組み～水産業の持続的発展に向けて～

24 事例5 川崎信用金庫 「発酵熟成鮭魚」開発支援への取り組み

02 卷頭言／先の見えない新型コロナ禍

27 論壇 我々に、乗り越えられないものは無い！／麒麟児

28 私の経営理念・経営方針

原点回帰の経営と自主創造
高井嘉津義(大阪信用金庫 理事長)

36 わが支店長時代

地域と共にあり、地域に貢献できる喜びと誇り
田代克弘(興能信用金庫 常務理事)

38 地方創生への取り組み事例集(16)

「編集」がもたらす地域経済の新たな可能性
しののめ信用金庫

43 観光・温泉による地域の活性化(6)

新たに指定された国民保養温泉地の事例① 一山形県湯野浜温泉ー
小堀貴亮(杏林大学 外国語学部 観光交流文化学科 教授)

44 新連載 近時の法令改正に係る横断解説

～Fintech・決済関連の法令改正を中心に～①決済関連の法改正動向
白澤光音(TMI総合法律事務所 弁護士)

46 働き方改革関連法により信用金庫に求められる対応(10)

パワーハラスメント(1)

深津伸子(トラストリンク社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士)

48 新連載 しんきんのヒストリア(1)

業務編①

全国信用金庫協会 広報部

54 金融デジタライゼーションの潮流(5)

営業活動のデジタル化

上野 博(株式会社 NTTデータ経営研究所 金融政策
コンサルティングユニット エグゼクティブスペシャリスト)

61 われら信用金庫人(150) カフェ／ギャラリー経営

ギャラリー翠の風でカルチャー発信

平野昭一(全国信用金庫協会等OB)

62 全国中小企業景気動向調査

2020年1～3月期実績と2020年4～6月期見通し
信金中央金庫 地域・中小企業研究所レギュラー
コーナー

- 26 しんきんメール便
- 35 はなしの歳時記／高村壽一
- 56 クオータリー・レポート
- 60 WORLD REPORT(49) フランス発／プラド夏樹
- 68 マーケット展望
- 69 しんちゃんの本箱

- 70 ひとくち MEMO
- 71 揭示板
- 72 駅のある風景(145)／松本 忠
- 72 次号の予告・編集後記
- 73 統計資料

イラスト／松本 忠・筑紫直弘